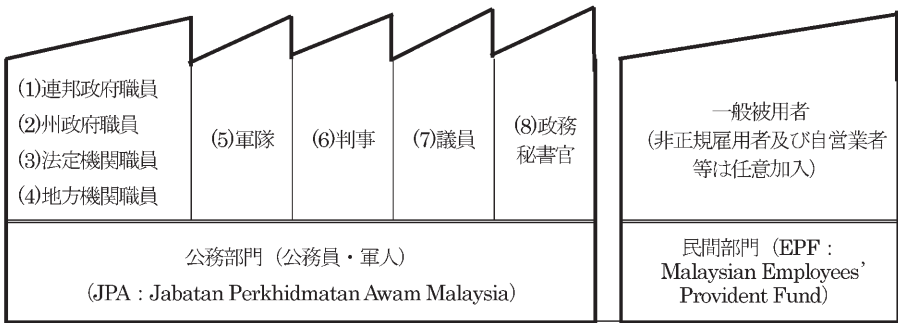


国名	マレーシア
公的年金の体系	
被保険者 (◎強制) (△任意)	<p>公務部門 (JPA) の正社員 ◎ (1992年以降の採用者はJPAかEPFへの加入かを選択できる。技術者や医師など将来民間部門へ移る可能性がある人など、公務部門の1%がEPFを選択している) 民間部門の正社員 (EPF) ◎, 非正規社員および自営業者等は△</p>
保険料率 (拠出率)	<p>公務部門 (JPA) 連邦政府と州政府は職員給与の5.5%, その他の公務部門機関は職員給与の17.5%を全額公費負担しており加入者の負担はなし 民間部門 (EPF) (55歳まで) 事業主13%, 被用者11% (2012年1月より) (ただし、従業員の月収が5,000リングを超える場合の事業主負担は12%) (55~75歳まで) 事業主6.5%, 被用者5.5% (ただし、従業員の月収が5,000リングを超える場合の事業主負担は6.0%)</p>
支給開始年齢	<p>公務部門 (JPA) 原則60歳 (40歳以上で勤続10年以上の任意退職でも支給) (2012年1月より定年年齢の引き上げに併せて支給開始年齢も60歳に引き上げられた) 民間部門 (EPF) 勘定 I は55歳, 勘定 II は50歳 (民間企業の退職年齢を60歳とする「最少退職年齢法案」が2013年7月1日より施行されたが、勘定 I は55歳で引き出し可能, 勘定 II は50歳で引き出し可能で変更なし)</p>
給付の構造	<p>公務部門 (JPA) 年金 $1/600 \times \text{在職月数 (上限360カ月)} \times \text{最終給与}$ 退職金 $0.075 \times \text{在職月数 (上限なし)} \times \text{最終給与}$ 民間部門 (EPF) 積立金の元利合計 (一括または毎月払い有期年金)</p>
所得再分配	<p>公務部門 (JPA) あり 民間部門 (EPF) なし</p>
国庫負担	<p>公務部門 (JPA) あり (全額) 民間部門 (EPF) なし</p>
年金制度における最低保障	<p>公務部門 (JPA) あり (勤続25年以上で最低保障月額720リング) 民間部門 (EPF) なし</p>
無年金者への措置	<p>高齢者手当を支給 (60歳以上で所得がない人への現金給付) (月額300リング)</p>
公的年金と私的年金	<p>企業年金は大企業や外資系企業を中心に存在するがごく少数 老後資金の貯蓄を目的に確定拠出型の個人退職勘定制度「民間退職年金スキーム (PRS : Private Retirement Scheme)」が2012年12月開始 (年間3,000リングまで所得控除)</p>
国民に対する個人年金情報の提供	<p>公務部門 (JPA) なし 民間部門 (EPF) Webサイト上で自分の積立状況等を照会できる機能あり</p>

マレーシアの年金制度

菅谷和宏（三菱UFJ信託銀行株式会社

年金カスタマーサービス部 主任調査役）

1. 制度の特色

マレーシアの社会保障制度は大きく公務部門と民間部門に分かれており、公務部門では老齢保障（老齢年金及び退職一時金）から遺族年金、障害年金、医療保障、労働災害保障まで充実した保障をJPA（Jabatan Perkhidmatan Awam Malaysia）「公務員社会保障局」が担う。民間部門は、老齢保障はEPF（Malaysian Employees' Provident Fund）「従業員積立基金」（マレー語標記KWSP）が担い、遺族年金、障害年金、医療保障、労働災害保障は、SOCSCO（Social Security Organization）「労働者社会保障機構」（マレー語標記PERKESO）が担っている。以下は、2012年6月の現地JPA、EPF、SOCSCO、マレーシア証券委員会（The Securities Commission Malaysia）への訪問調査を基に最新の動向を踏まえて記したものである。（1リンギ＝26.7円で換算，2016.1.18）

2. 沿革

公務部門における老齢保障は、1875年の連邦立法会議での創設を発端とし、1951年の政府年金法により創設された。JPAは、1980年の年金法（Pension Act 1980）を基本法とし、職域毎にそれぞれ年金法が制定され、職域毎に分かれた制度体系となっている。

民間部門における老齢保障は、イギリス植民地時代に発達したゴム園や錫（すず）鉱山の労働者のための簡素な貯蓄として開始された。1947年にゴム園労働者による賃上げ要求と社会福祉制度充実のためのストライキやデモが頻繁に起こるようになった。また、マラヤでは1948年2月に発効した連邦協定がマレー系住民に有利であるとして、非マレー系の中国系住民などが反発し、マラヤ共産党の武力蜂起が起こったことから、政府は国民に安心を与える政策として、1951年のマラヤ連邦立法会議でEPF法（Employees Provident Fund Ordinance）を成立させ、1952年に民間労働者のための老齢保障を担う

EPFを創設した。1991年には現在のEPF法（The Employees Provident Fund Act 1991, Act 452）が整備され、民間部門の労働者が強制加入となっている。2010年には自営業者、家事使用人、非正規雇用者、外国人労働者も任意で加入できることとなった。

SOCSCOは1952年に労働災害補償法（Workmen's Compensation Act 1952）が制定されたが、十分な効果が発揮できなかったため、1969年に労働者社会保障法（The Employees' Social Security Act 1969）が制定され、民間部門の労働者のための遺族年金から障害年金、医療保障、労働災害保障を担う制度として1971年に設立された。

3. 制度体系の概要

JPAは、退職時に退職一時金と併せて老齢年金が終身で支払われる。加入対象は、(1)連邦政府職員、(2)14州（含むクアラルンプール連邦直轄地）の政府職員、(3)法定機関職員、(4)地方機関職員、(5)軍隊、(6)判事、(7)議員、(8)政務秘書官で、(1)～(4)で約120万人いる。(1)～(8)の職域毎に制度が分かれ、(1)～(4)の間での転職はポータビリティが確保され、勤続年数が通算されるが、(1)～(4)とそれ以外の(5)～(8)の職域間での転職については、勤続期間の通算は行われず、それぞれの制度から給付が行われる。また、1991年及び1992年の法改正により、以後採用された公務員等はJPAとEPFへの加入を自ら選択できるようになった。JPAは本人負担もなく、EPFよりも保障内容が厚いため、ほとんどの人はJPAの加入を選択するが、民間企業に移った場合にJPAからEPFへのポータビリティがないため、技術者や医師など、将来、民間企業に移る可能性が高い職種の人など、公務員等の約1%がEPFの加入を選択している。

EPFは拠出建ての積立基金で、拠出された積立金に運用益を加算した金額が一括または毎月均等払いで支払われる（55歳または50歳での引き出しが可能）。加入対象は、民間企業で働く従業員及び公務部門で働くJPAに加入できない非正規労働者やパート労働者で、企業規模や労働時間に関係なく強制加入となる。自営業者や家事使用人、外国人労働者等も任意で加入することができる。なお、EPFは途中で転職した場合でもEPF番号が転職先に引き継

がれ、積立資産が引き継がれる。EPFの加入者数(Active member)は、2012年の646万人から2014年では666万人に増加、加入企業は515,165社から530,166社に増加した。マレーシアの全労働人口1,364万人(2013年)のうち、公務部門労働者を除いた民間労働者のEPFへの加入割合は56%程度と想定される。EPFの任意加入者数は、自営業者等約190万人で、そのうち自営業者と家事使用人が約2.4万人(1.3%)、外国人労働者は約24万人(12.6%)となっている。

EPFの個人貯蓄口座は、「勘定Ⅰ～Ⅳ」に分かれていたが、「勘定Ⅲ」は、2007年1月に廃止されて「勘定Ⅱ」に統合され、「勘定Ⅳ」も2007年に廃止され、現在は「勘定Ⅰ」と「勘定Ⅱ」の2つの勘定で管理されている。

〈EPFの積立金(個人貯蓄口座)の管理方法〉

【勘定Ⅰ】60歳以降の老齢保障を目的とし、拠出金の70%が積み立てられる。55歳まで引き出しができず55歳または退職時に積立金と運用益の合計額を①一時払い、②毎月均等払い、③両方の組み合わせから選択して受け取る。

【勘定Ⅱ】1980年の法改正で創設され、住宅の購入や子どもの教育費、医療費を目的として拠出金の30%が積み立てられる。これらの使用目的内であればいつでも引き出すことができ、50歳になれば目的外での引き出しも可能である。

【勘定Ⅲ】1994年の法改正で創設され、重篤な疾病の治療費(家族にも適用)を目的として拠出金の10%が積み立てられていたが、2007年に廃止されて「勘定Ⅱ」へ統合された。

【勘定Ⅳ】2001年の法改正で創設され、加入者が55歳になるまで「勘定Ⅰ」の積立金の最大50%までを

任意で「勘定Ⅳ」に積み立てることができ、55歳以上で24,000リンギ以上の積立金があれば、55から75歳まで毎月100リンギの最低年金を受け取る。55歳到達時に一時金で受け取る人が多く、短期間で消費してしまう傾向があることから導入されたが、実際には「勘定Ⅳ」を使用する人がごく少数であったため2007年に廃止された。

SOCSSOは、障害年金、遺族年金、医療保障、労働災害保障の4つの機能がある。労働災害保障には、労働災害を負った場合の給与保障や医療費の支給が含まれる。加入対象は、マレーシア国籍を有する民間企業の労働者及びマレーシア永住権を持つ民間企業の労働者で、年齢や労働時間に関係なく非正規労働者も対象となる。なお、自営業者や家事労働者、外国人労働者は加入の対象外である。労働者のうち強制加入となるのは賃金が月額3,000リンギ(約80,100円)未満の者であり、月額3,000リンギ以上の労働者は加入義務はないが、雇用主の了承を得て任意で加入することができる。なお、月額3,000リンギ未満であった者が、昇給等により3,000リンギ以上になった場合は、そのまま加入し続ける必要がある。加入者数(Active member)は2012年の576万人から2014年には620万人に増加、加入企業は38万社から40万社に増加した。マレーシアの全労働人口1,364万人(2013年)のうち、公務部門労働者を除いた民間労働者のSOCSSOへの加入割合は52%程度と想定される。

4. 給付算定方式と支給開始年齢

JPAの支給開始年齢は55歳支給開始であったが、法令により段階的に引き上げられ、2012年1月1日から公務員の退職年齢が58歳から60歳に引き上げら

(EPFの積立金口座管理方法)

種類	目的・使用用途	備考
勘定Ⅰ	60歳以降の老齢保障を目的として拠出金の70%を積み立て	55歳以降受給可
勘定Ⅱ	住宅購入、教育費、医療費を目的として拠出金の30%を積み立て	目的内であればいつでも支払可
勘定Ⅲ	重篤な疾病の治療費を目的として拠出金の10%を積み立て	2007年に廃止され「勘定Ⅱ」へ統合
勘定Ⅳ	55歳まで「勘定Ⅰ」の積立金の最大50%までを任意で「勘定Ⅳ」に振り替え、24,000リンギ以上になれば、55～75歳まで毎月100リンギの最低年金が支給される	2007年に廃止

れたことに合わせて60歳支給開始となっている。退職一時金の算定方法は「 $7.5\% \times$ 勤続年数(上限なし) \times 最終給与」, 年金については「 $1/600 \times$ 勤続年数(上限360カ月) \times 最終給与」で, 年金額の計算時には財政上の理由から勤続年数については2009年1月1日より360カ月が上限とされ, 年金額は最終給与の5分の3以下となるように制限されている。年金額は25年以上勤務した場合には最低保障額として月額720リンギ(約19,200円)が支給される。年金額は1980年に賃金の上昇に応じて毎年の年金額を改定する仕組みが導入されたが(過去10年間の平均賃金上昇率は2.6%), 年金額改定の煩わしさから, マレーシア経済の成長率を見込んで, 2013年以降は年金額を毎年一定率(2%)増額する仕組みに変更された。退職一時金には退職時に有給休暇が残った場合は150日を限度として, 有給休暇1日あたり「 $1/30 \times$ 月額報酬(賃金+諸手当)」が加算される。

老齢年金の受給要件は, 6~24カ月の試用期間終了後, 3年経過後に次の事由で退任し60歳(2012年1月1日以降退職者)に達した場合または在職中及び年金受給中に死亡した場合である。退任事由は, ①60歳に達した場合(2012年1月1日以前は58歳到達時), ②健康上の事由による退任, ③部署や事務所の廃止による退任, ④組織の統廃合による退任, ⑤公共の利益のための強制退職, ⑥外国籍を取得した場合, ⑦就業時の虚偽申告による解雇である。勤続10年以上で40歳以上であれば, 本人の意志による任意退職時でも老齢年金が支給される。本人が業務上の災害を負った場合は, 労働災害の程度に応じて障害年金が支給される。本人が就業中または年金受給中に死亡した場合は遺族に遺族年金が支払われ, 配偶者または未婚の子どもが21歳になるまで(21歳以上でも高等教育を受けている間は卒業するまで)支払われる。本人が就業中に死亡した場合の退職一時金は配偶者または子どもに, 独身の場合は両親に支払われる。医療保障は, 就業中及び退職後も, 本人と配偶者及び子どもについて, 政府医療機関での医療費が無料となり, 入院した際には補助金が支給される。本人が死亡しても配偶者及び子どもが18歳になるまでは医療保障が受けられる。

マレーシアの民間企業の定年年齢は従来規定がなく, 大部分の企業で55歳定年制を採用していたため,

EPFからの引き出し年齢も55歳と規定されていたが, 公務員の定年年齢が60歳に引き上げられたことに伴い, 民間企業の定年を60歳定年に義務付ける「最少退職年齢法案」(Minimum Retirement Age Act 2012)が2012年6月28日に下院議会で承認, 同7月17日に上院議会で承認され, 2013年7月1日より施行された(同法施行前に55歳以上で退職しその後再就職する者を除く)。なお, EPFからの引き出し可能年齢は従来どおり「勘定I」は55歳, 「勘定II」は50歳である。加入者が死亡した場合及び障害を負って働くことができなくなった場合は, 積立資産にプラスして, 死亡時には2,500リンギ, 障害時には5,000リンギの付加給付金が遺族または本人に支払われる。

SOCOSOの受給要件は, 55歳に達するまでに疾病となり, 政府の医療機関による証明書を受け, さらに保険料の納付要件が満たされていることが必要である。民間の医師に証明書を受けた場合は, 不正申請防止のために政府担当医師の確認書が必要である。保険料の納付状況により, 「本来給付」と「減額給付」の2種類の給付がある。本来給付は, 直近の40カ月の間に24カ月間以上の保険料納付済期間があること及びSOCOSOに加入してからSOCOSOが障害年金の申請を受理した月まで少なくとも3分の2以上の保険料納付済期間があることが必要。本来給付の支給額は, 保険料納付済期間に応じて平均賃金の50~65%相当額が支払われる。保険料納付済期間が24カ月を超える保険料納付済期間に対しては, 12カ月につき平均賃金の1%を加算した金額が加算される(平均賃金は直近24カ月の標準賃金を対象とする)。減額給付は, 加入してから障害年金の申請が受理された月まで, 3分の1以上の保険料納付済期間があること及び最低24カ月間の保険料納付済期間が必要。減額給付の支給額は, 平均賃金の50%相当額または最低月額250リンギが支払われる。障害給付金及び遺族給付金は非課税扱いとなる。障害年金の受給者数は2011年の39,814人, 給付総額3億4,100万リンギから, 2014年では49,959人, 給付総額4億9,682万リンギに増加, 遺族年金の受給者数は2011年の182,713人, 給付総額5億8,400万リンギから, 2014年では216,001人, 給付総額8億3,470万リンギまで増加した。今後も障害給付及び遺族給付の増加が見

込まれ、財政への負担が重くなっていくと考えられる。

5. 負担, 財源

JPAの財源は、政府及び地方機関が保険料を全額負担し、本人負担はない。連邦政府及び州政府は職員給与の5%, 地方政府及びその他の法定機関は職員給与の17.5%を「連邦統合基金 (Federal Consolidated Fund)」に拠出する。

EPFの財源は、雇用主と従業員の保険料により賄われており国庫負担はない。保険料は60歳未満(「最少退職年齢法案」2013年7月1日施行に伴い2013年8月以降は60歳未満に変更)と60歳から75歳までの2段階の拠出率が設定されている。拠出率は1951年の制度発足当初は労使共に各々5%で開始されたが、1954年の法改正で、労使いずれかの意向によりこの率に上乗せした拠出が認められるようになった。1977年からは、雇用主は従業員よりも高い拠出率としなければならない規定が加えられ、拠出率の下限も雇用主7%, 従業員6%に引き上げられた。2004年6月に雇用主12%, 従業員11%に引き上げられ、さらに2012年1月からは雇用主13%(但し、従業員の月収が5,000リンギを超える場合は12%), 従業員12%に引き上げられた。60歳~75歳までの拠出率は、雇用主6.5%(但し、従業員の月収が5,000リンギを超える場合は6%), 従業員5.5%である。従業員の拠出分は一般の生命保険の保険料と合わせて、年間6,000リンギまで所得控除が受けられる。雇用主は税控除の対象給与総額の19%まで損金算入が認められる。自営業者等の任意加入者は、自分で拠出額を決めることができ、最低で50リンギ、最大で5,000リンギ(約133,500円)まで自由に拠出することができ、毎月拠出する必要はなく、いつでも好きな時に拠出することができる。自営業者等が拠出した金額の5%相当額(最大で年間60リンギ)を政府が補助する措置が取られている。外国人労働者は、本人が月給の11%, 雇用主が月額5リンギを拠出することとなっている。SOCSSOの財源は、雇用主と従業員の保険料で賄われており、労働災害保険は、給与の1.25%を雇用主が全額拠出し、障害年金及び遺族年金については給与の1.0%を雇用主と従業員が折半し0.5%ずつ拠出している。

(EPF加入者の拠出率: 2013年8月1日以降)

年齢	月額給与	雇用主	従業員
60歳未満	5,000リンギ以下	13.0%	11.0%
	5,000リンギ超	12.0%	11.0%
60~75歳	5,000リンギ以下	6.5%	5.5%
	5,000リンギ超	5.5%	5.5%

6. 財政方式, 積立金の管理運用

JPAは、全額国庫負担の賦課方式 (pay-as-you-go) で、拠出された資金は「連邦統合基金 (Federal Consolidated Fund)」として政府予算全体の中で他の予算と一緒に財務省により管理がなされている。

EPFは、積立方式による拠出建て制度で、積立金の運用益は非課税で、積立金の運用利回りには、2.5%の最低保障利率が付与されている。2014年の総資産額は、2012年の5,360億リンギから6,365億リンギ(約17.0兆円)に増加し、これはマレーシアの2014年の名目GDPの3,380億USドル(約39.5兆円)の43%に相当する。EPF加入者666万人とすると1人当たりの資産額は2012年の83,000リンギから95,570リンギ(約255万円)となっている。EPFの資産額はアジアでは日本(GPIF)を除いて、韓国に次いで2番目に大きな年金ファンドとなっている。

EPFにおける投資の基本方針は、積立金の保護を第一とした低リスク運用が行われている。積立金の投資対象は、1991年のEPF法第26条 (EPF Act 1991, Section 26) により規定され、政府関連証券 (MGS) に70%以上を投資することが義務付けられていた。マレーシア政府は、1970年代から公的機関による土地開発政策を進め、国債の発行により財源を調達し、国債の引き受け手としてEPFが財源を提供していた。しかし、1990年代に公的機関の民営化が進められ、政府関連証券 (MGS) の発行額が減少し、一方ではEPFの資産規模が増大を続けたことから需供関係がアンマッチとなり、政府関連証券 (MGS) への投資割合が50%以上に下げられ、1997年には同条項の適用が免除された。これによりEPFの資産は、貸付 (ローン)、株式、金融市場などへ投資拡大が徐々に行われるようになった。また、ボラティリティリスクと通貨リスクへの対応から、海外債券、海外株式、海外不動産、プライベートエ

クイティ等への分散投資の拡大政策が進められ、2011年には通貨変動への対応として海外資産投資におけるガイドラインを策定し、為替ヘッジ政策が導入された。海外資産への投資割合は23%まで認められており、2015年には日本の不動産へも投資を拡大した。2014年の投資割合は、政府関連証券（MGS）25.7%、貸付（ローン）25%、株式42.3%、金融市場4%、不動産3%で、2014年度の投資リターンは6.75%であった。

SOCSOの2014年の総資産額は、2012年の200億リンギから225億リンギ（約6,000億円）に増加した。積立金の投資の基本原則は、資産の保護を第一とした安全原則が貫かれ、固定金利などによる低リスク運用が行われている。アセットアロケーションは、財務省により定められ、2014年の投資割合は政府関連証券（MGS）39%、民間社債11%、金融市場に36.6%、国内株式に13.4%となっている。

7. 制度の企画、運営体制

JPAの資産は、政府予算である「連邦統合資金（Federal Consolidated Fund）」に積み立てられ、財務省により予算管理が行われている。

EPFは、保険料の徴収、積立金の運用、積立金の支払いを行っており、マレーシア議会への報告義務を負う。所管官庁は財務省で、EPF理事会が設置され、運営方針の決定が行われる。EPF理事会は政労使の代表と国際金融や会計の専門家により構成されている。また、EPF理事会と同じレベルの位置付けとして、中央銀行と財務省の専門家による投資委員会が設置され、積立金の投資方針や投資戦略が決められる。EPF理事会は2カ月に1回開催されるが、投資委員会（Investment Panel）は市場の上下動にすばやく対応するために隔週で開催されている。EPFの投資戦略は常に適切なアセットクラスへのリスク分散を確実に行うことにあり、投資行動に対しては厳しい投資基準が適用され、全ての投資行動を行う前に、投資行動と意思決定について、マネジメント投資委員会、リスクマネジメント委員会、投資委員会リスク小委員会、投資委員会により内容が精査される。EPFの本部は首都クアラルンプールにあり、各州に全67の支社（Branch office）がある。

SOCSOは、保険料の徴収、積立金の運用、積立金の支払いを行っており、所管官庁は財務省である。投資戦略部門が置かれているが投資方針は財務省の指針に基づいて行われており、SOCSOの本部は首都クアラルンプールにある。

8. 最近の議論や検討の動向、課題 （新しい個人退職勘定制度「PRS」の動向）

マレーシアの社会保障制度は、公務部門は全額国庫負担により本人負担はなく、老後保障（年金）と医療保障を終身で保障されているが、民間部門の老齢保障は雇用主と従業員の保険料を財源とする積立基金で国庫負担はなく、公務部門と民間部門の老後保障には大きな格差がある。世界保健機構（WHO）の「World Health Statistics 2015（世界保健統計2015）」によると、マレーシアの平均寿命は男性72歳、女性76歳、合計特殊出生率は1.96%である。経済社会総合研究所（ESRI）の推計によると、マレーシアの人口は現在の2,995万人（2013年）から2050年には3,995万人の1.3倍に増加し、2050年には平均寿命は男女平均で79.6歳、高齢化率は現在の5.36%から15.7%に大きく上昇、合計特殊出生率は1.85%に減少し、今後、急激な少子高齢化が進展すると予想されている。そのため、JPAでは、将来的な財政上の懸念から本人拠出を含めた積立方式の調査研究を始めたとのことであったが、今すぐに現行制度が変更されることはないと思われる。仮に将来的に本人拠出が行われたとしても、医療保障、労働災害保障、遺族保障については、本人拠出分だけで現在の保障水準を維持することは困難であり、引き続き政府負担が必要であろうとの考えである。

SOCSOでも、今後、就業人口が増え労働災害や障害年金、遺族年金の給付が増加する懸念から、資産と負債のバランスがどのように変化していくのかを調査したうえで、今後の対応方針を考えていくとのことである。1971年の制度設立以来、保険料率に変更されておらず、今後は保険料率の引き上げも検討せざるを得ないだろうとのことである。

EPFの加入者は民間労働者の56%程度に留まり、老後保障がない労働者が多く存在する。また、EPFに加入していても、ほとんどの人が退職時に一括で受け取り、短期間に使用してしまうことが問題とな

っている。政府は社会福祉政策として所得がない高齢者に対して高齢者手当の支給を実施しており、60歳以上で生計を得る手段がなく介護する家族を欠く者に対して月額300リンギ（約8,000円）が支給されるが、十分とは言えない。

現在、EPFやSOCSOに加入していない企業が約15～20%あると想定されており、政府は2007年1月に導入した「国家事業登録システム（Malaysia Corporate Identity：My CoID）」を利用して、保険料の徴収と加入の促進を進めている。「My CoID」は、マレーシア国内で起業をする際に、国家事業認可システム（BLESS）を通じて必要な登録申請手続きが一度で行えるようにしたものであり、マレーシア国内で会社登記を行うと、マレーシア企業委員会（SSM）に登録され、「My CoID」で付番された企業番号（6桁+CD1桁=7桁番号）が、IRB（内国歳入庁）、LHDN（内国歳入委員会）、HRDF（人的資源省）、EPF、SOCSO等の関係省庁に登録情報と共に送付される。しかし、「My CoID」が適用されているのは、マレーシア企業委員会（SSM）の登録権限がある西マレーシアのみで、東マレーシアのサバ州、サラワク州には適用されておらず、十分に機能している訳ではない。

そのため、政府は世界銀行の「Multi-pillar Pension Framework」に基づき、「基本的社会保障（Pillar Zero Service）」政策として、2007年から「基礎貯蓄計画（Basic Saving Plan）」を進め、55歳までに12万リンギ（約320万円）を貯蓄するよう国民に推奨し、退職後毎月700リンギ（約18,690円）を平均寿命まで生活費として使用できるように考えている。

2007年に資本市場サービス法（Capital Markets and Service Act 2007）を制定し、マレーシア証券委員会（The Securities Commission Malaysia）の下で、EPFを補完し証券市場を通じた個人の自助努力による老後資金の貯蓄を目的とした「民間退職年金スキーム（PRS：Private Retirement Scheme）」が2012年12月から開始された。これは18歳以上の全てのマレーシア国民および外国人労働者が任意で加入できる確定拠出型の個人退職勘定制度で、加入者は政府証券局に認可されたPRSプロバイダである民間金融機関（アメリカン・インターナシヨ

ナル・アシュアランスなど8社）と契約し、民間年金管理機構（PPA：Private Pension Administrator）に個人口座を開設する。PPAはPRSに関する情報を一元的に管理する機関で、PRSに関する登録情報や取引記録を管理し、プロバイダの運営状況をモニターする義務を負う。PRSプロバイダは、株式、債券、預金、投資信託、不動産などの投資商品を用意し、加入者はその中から自由に選択して運用することができ、複数のプロバイダで運用することも可能。拠出は一括でも毎月でも可能で、プロバイダ間での口座の移換もできる。個人口座は2つに分かれ、拠出金の70%がA口座（sub-account A）に拠出され、55歳に達するか海外移住するまで引き出せず、残りの30%はB口座（sub-account B）に拠出され、年1回引き出すことができるが、途中でB口座から引き出した場合は8%のペナルティ課税がなされる。加入者が死亡した場合は遺族に積立金が支払われる。

加入者は、個人口座への拠出について3,000リンギを上限に所得控除が受けられ、運用収益も非課税となる。また、事業主がPRSに拠出することも可能で、その場合はEPFへの拠出分も含めて税控除の対象給与総額の19%まで損金算入が認められ、従業員の福利厚生制度として活用することができる。引き出しは55歳以降に非課税で一括または分割での受け取りができる。PRSへの管理手数料は低くなるように指導され、PPA口座の管理費は無料である。PRSは、公務部門と比較して老後所得保障機能が十分でない民間部門の労働者と自営業者の年金制度を充実させると共に、マレーシアの証券市場を発展させようとする意図が含まれている。

今後、少子高齢化が進展していくマレーシアにとって、PRSは老後保障が乏しい民間部門労働者や自営業者等に対する、新たな社会保障機能の柱としての役割が期待されており、その動向が注目される。

本稿における意見等については、筆者の個人的見解であり所属する組織のものではありません。

.....
 <主要参考文献>

*厚生労働省（2013）「海外情勢報告 第2節マレーシア（Malaysia）」
 (http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/15/dl/

t5-04.pdf,2016.1.18)

* 国際機関日本アセアンセンター（東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター）「マレーシア投資情報 第5章人的資源」(<http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/malaysia/invest/guide/5.html>,2016.1.18)

* 菅谷和宏・川名剛（2012）「マレーシア及びインドネシアの年金に関する現地調査報告」公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

* 菅谷広宣（2010）「マレーシアの老齢所得保障制度」『年金と経済』Vol.28 No.4, 財団法人年金シニアプラン総合研究機構

* 菅谷広宣（2009）「マレーシアに社会保障制度は存在するのか」『賃金と社会保障』No.1496（2009.8下旬号）.

* 世界保健機構（WHO）（2016）「World Health Statistics 2015（世界保健統計2015）」

(http://www.who.int/gho/publications/world_health_statistics/2015/en/,2016.1.18)

* 独立行政法人労働政策研究・研修機構「海外労働情報国別基礎情報マレーシア」

(http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/mys-5.htm,2016.1.18)

* 独立行政法人労働政策研究・研修機構「マレーシア基礎情報（2013）」

(http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/malaysia/2013/ML_20130913.pdf,2016.1.18)

* 内閣府経済社会総合研究所（Economic and Social Research Institute: ESRI）（2004）「統計資料」

(<http://www.esri.go.jp/jp/tie/ea/ea7b.pdf>,2016.1.18)

* 日本貿易振興機構（JETRO）「基礎的経済指標2014」

(https://www.jetro.go.jp/world/asia/my/stat_01.html,2016.1.18)

* 日本貿易振興機構（JETRO）（2014）「マレーシアにおける医療・社会福祉サービスに関する調査報告書」2014年1月

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001563/07001563_report.pdf,2016.1.18)

* EPF（2015）「Annual Report 2014」

(<http://www.kwsp.gov.my/portal/en/about-epf/investment-highlights/annual-report/annual-report-2014/>,2016.1.18)

* JPA Post Service Division Public Service Department Malaysia（2012）

「OVERVIEW OF PENSIONS POLICY IN MALAYSIA」.

* JPA（2016）(<http://www.jpa.gov.my/>,2016.1.18)

* JPA（2016）(<http://www.jpapencen.gov.my/english/mainpage.asp>,2016.1.18)

* PERKESO（SOCESO）（2015）「Annual Report 2014」

(http://www.perkeso.gov.my/images/Laporan_Tahunan_2014.pdf,2016.1.18)

* PRS（2015）「Annual Report 2014」

(<http://www.ppa.my/prs/about-prs/overview/>,2016.1.18)

* SSM（2016）「My CoID」

(http://www.ssm-mycoid.com.my/web_2/index.jsp,2016.1.18)